

☆☆ 平成 26 年の休業 4 日以上死傷者数は 80 人 ☆☆

— 対前年比 3 人 (3.6%) 減少 —

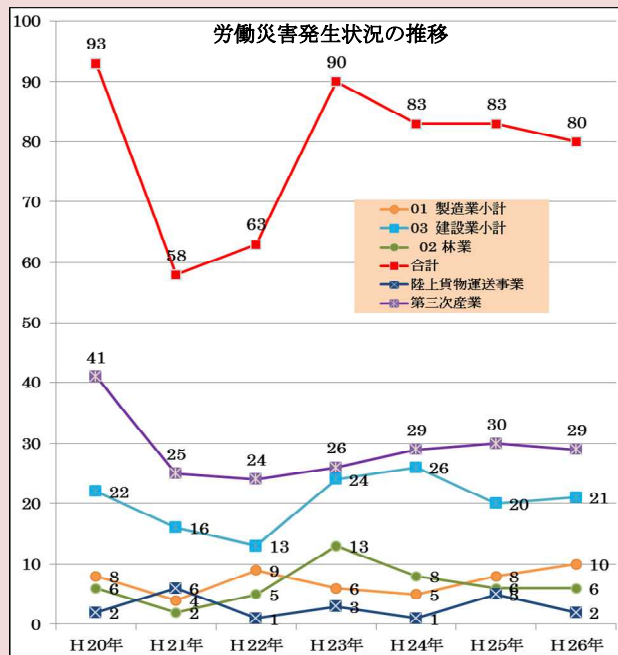
名瀬労働基準監督署管内において、平成 26 年に発生した労働災害のうち 4 日以上休業した労働者の数は前年より 3 人少ない 80 人となりました。業種別の死傷者数の割合をみると、最も多いのが第三次産業の 36.3%、次いで建設業の 26.3%、製造業の 12.5%の順となっています。また、第三次産業の内訳をみると、最も多いのが医療保険業の 20.7%、次いで社会福祉施設の 17.2%、小売業の 13.8%の順となっています。一方、事故の型別の死傷者数の割合をみると、最も多いのが転倒災害の 21.3%、次いで墜落・転落災害の 15.0%、挟まれ・巻き込まれ災害の 12.5%、切れ・こすれ災害の 11.3%の順となっています。

名瀬労働基準監督署は、平成 29 年の労働災害による死傷者数（休業 4 日以上）の数を平成 24 年に比べて 15%以上減少させることを目標（第 12 次労働災害防止計画）としています。しかしながら、休業 4 日以上死傷者数は、平成 21 年から平成 22 年にかけて大幅に減少したものの、その後増加に転じ、平成 23 年以降は年間 80 人を下回ることがないなど、高止まりしています。

本年度が第 12 次労働災害防止計画の 3 年目（中間年）であることを踏まえ、より重点志向に立った労働災害防止対策に力を入れていかなければならないと考えています。

全業種横断的には、労働災害の中で 2 割を占め、人数・割合とも拡大傾向にある転倒災害防止対策に、業種別では、第三次産業（特に医療保険業、社会福祉施設）の転倒災害防止対策に、建設業の墜落・転落災害防止対策に、製造業のはさまれ・巻き込まれ災害防止対策に、それぞれ重点的に取り組んでまいります。

厚生労働省と労働災害防止団体は、本年 1 月 20 日から 12 月 31 日までの期間を「STOP! 転倒災害プロジェクト 2015」と銘打って、事業場における転倒災害防止対策の周知啓発活動を展開しています。



(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/kantoku/naze-rouki/nase_rousai.html)

《名瀬労働基準監督署の労働災害発生状況》

☆☆ 鹿児島県内の特別教育・技能講習実施機関 ☆☆

労働安全衛生法では、労働災害を防ぐためには労働者にも安全衛生の知識を持ってもらうことが必要であると考え、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに就くときは、その業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を受けておくことが求められています。また、労働者が従事する作業の中には、操作を誤ると他の労働者などにも被害が及ぶものもことから、このような危険な業務には一定の資格を有する労働者だけを就かせることが必要であると考え、クレーンの運転等の業務で政令で定めるものについては、免許を受けることや技能講習を修了することが求められています。

鹿児島県内で特別教育や技能講習などを行っている団体を鹿児島労働局のホームページ (http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzaen_eisei/shiken.html) に掲載しています。各講習名をクリックすると実施団体がわかります。

講習の日程、受講の申し込みについては各団体へ直接お問い合わせ下さい。

平成 27 年度の労働保険の年度更新の手続期間は、6 月 1 日～7 月 10 日です。

働き方・休み方改善ポータルサイト
～ 効率的に働いてしっかり休むために～
企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の改善には是非ご活用ください。
(<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>)

職場のあんぜんサイト
(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)
■労働災害統計 ■災害事例
■リスクアセスメントの実施支援システム
■化学物質 ■免許・技能講習

あんぜんプロジェクト
(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>)
労働災害のない日本を目指してともに活動していただけるメンバーを募集しています。

だより 労基署

第 88 号
H27.5.1

名瀬労働基準監督署
TEL 0997-52-0574
FAX 0997-52-6869

鹿児島労働局HP

(<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

鹿児島県の最低賃金は
>>1時間 678円

(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/kane/saitin01.html)

労働条件相談ほっとライン

長時間労働や賃金不払残業などのご相談を夜間・土日に無料で受け付けます。
はいい りゅうどう
0120-811-610

働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」
(<http://kokoro.mhlw.go.jp/>)

労働基準関係法令各種様式集
(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu.html)

労災かくしは犯罪です。

労災事故があった場合は、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出してください。労災事故に健康保険は使えません。